

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 西村 竜平 様 〒604-0857 日本国 京都府京都市中京区蒔絵屋町 2 8 0 番地 ヤサカ 烏丸御所南ビル 3 F	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 HORP18053W0	発送日 (日.月.年) 28.01.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046635	国際出願日 (日.月.年) 28.11.2019	優先日 (日.月.年) 28.11.2018
国際特許分類 (I P C) G01M 17/007(2006.01)i; G01M 15/10(2006.01)i FI: G01M17/007 A; G01M15/10		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社堀場製作所		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の欠陥
- 第 VIII 欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	見解書を作成した日 14.01.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 素川 慎司 2J 4844 電話番号 03-3581-1101 内線 3254
---	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3, 5-9	有
	請求項	1, 4, 10	無
進歩性 (IS)	請求項	5-9	有
	請求項	1-4, 10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1:

JP 2009-222679 A (株式会社小野測器)01.10.2009(2009-10-01)

段落 [0002], [0012] - [0080], [図1] - [図15]

文献2:

JP 2005-351730 A (株式会社堀場製作所)22.12.2005(2005-12-22)

段落 [0002] - [0006], [0035] - [0084], [図1] - [図7]

文献3:

WO 2017/130507 A1 (株式会社明電舎)03.08.2017(2017-08-03)

段落 [0001] - [0009], [図22]

& KR 10-2018-0098674 A & CN 108603807 A

文献4:

JP 10-232187 A (株式会社エイ・エム・エス・フジイ)02.09.1998(1998-09-02)

段落 [0021] - [0024], [図1] - [図2]

文献5:

JP 2008-209122 A (日産ディーゼル工業株式会社)11.09.2008(2008-09-11)

全文全図

文献6:

JP 2007-038782 A (株式会社デンソー)15.02.2007(2007-02-15)

全文全図

文献7:

JP 08-082579 A (本田技研工業株式会社) 26.03.1996(1996-03-26)

全文全図

・請求項1、4、10

請求項1、4及び10に係る発明は、文献1から新規性及び進歩性を有さない。

(引用発明1)

文献1には、「試験車両Vをシャシーダイナモメータ上で走行させて試験をする走行試験装置であって、試験車両Vの車輪を撮像する撮像装置6と、撮像装置6が撮像した画像に基づいて試験車両Vの位置を検出し、試験車両Vの基準位置(ずれ前の境界点)からのずれ量が閾値を超えた場合に試験車両Vを所定位置に補正する牽引制御装置5と、を備える走行試験装置及び該装置を用いた走行試験方法」の発明(以下、「引用発明1」という)が記載されている。

したがって、本願請求項1、4及び10に係る発明と引用発明1との間に発明特定事項に差異はない。

・請求項1-4、10

請求項1-4及び10に係る発明は、文献1-4から進歩性を有さない。

(引用発明2)

文献2には、「車両4をシャシダイナモメータR上で走行させて排ガス測定試験等の試験をする走行試験装置であって、車両4のタイヤ3の側面を撮像する撮像部7と、撮像部7が撮像した画像に基づいて車両4が所定条件を満たす状態であるか否か(タイヤ3に異常があるか、タイヤ3が正常な位置にあるか、車両4の速度がどれ程か)を判定する判定部6と、を備える走行試験装置及び該装置を用いた走行試験方法」の発明(以下、「引用発明2」という)が記載されている。

また、文献2には、タイヤ3の側面を撮像して得られたタイヤエッジデータを基準エッジデータと比較することによってタイヤ3の状態を判定することが記載されている。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

よって、本願発明と引用発明2とを対比すると、前者は、供試体の状態が所定の状態になったときに所定の試験を制御する試験制御部を有するのに対して、後者は、車両4が所定条件を満たす状態になったと判定された後の動作について明示的に記載されていない点で相違し、その余の点は一致する。

上記相違点について検討する。車両をシャシダイナモメータ上で走行させて排ガス測定試験等の試験をする走行試験装置において、検出車速が目標車速と一致するようにドライブロボットを制御して自動運転させる構成（文献3の段落[0001]－[0009]、[図22]等参照）、検出車速に基づいて試験（車両の走行や分析装置の駆動）の開始や終了等を制御する構成（文献4の段落[0021]－[0024]、[図1]－[図2]等参照）、及び、タイヤが正常な位置に無い場合に正常な位置に補正するように制御する構成（文献1の段落[0056]、[図1]等参照）は周知の事項にすぎない。また、タイヤに異常がある場合に走行試験を終了させる（車両の走行や分析装置の駆動を停止させる）ことは例示するまでもなく周知の事項である。してみると、これら周知の事項を引用発明2に適用し、上記相違点にかかる構成とすることは当業者が容易に想到しうるものである。

・請求項5－9

請求項5－9に係る発明は、文献1－7のいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもないから、新規性及び進歩性を有する。